

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月30日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第23号

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

「企画事業課

第1条中 カウンセリングセンター を 「カウンセリングセンター  
ふれあいの杜 」 に改める。  
ふれあいの杜 」

第2条第1項中「課長，センター長」を「カウンセリングセンター長」に改め，同条第2項中「，企画事業課」を削り，同条第3項を削り，同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め，同項を同条第3項とする。

第3条第2項中「課長，センター長」を「カウンセリングセンター長」に改め，同条第3項中「(前条第3項に規定する係長を含む。)」を削る。

第4条企画事業課の項を削り，カウンセリングセンターの項中

- 「(1) 児童及び生徒並びにその保護者に係るカウンセリングその他教育相談に関すること。  
(2) 学校における教育に関する相談及びカウンセリングについての助言及び支援に関すること。  
(3) 教育に関する相談，カウンセリング等に関する調査及び研究に関すること。」

を

- 「(1) 相談センターの庶務に関すること。  
(2) 相談センターの経理に関すること。  
(3) 相談センターの利用及び施設管理に関すること。」

- (4) 相談センターが行う事業の企画, 立案及び運営に関すること。
- (5) 教育に関する相談, カウンセリング等に係る講座, 講演会等の開催に関すること。
- (6) 児童及び生徒並びにその保護者に係るカウンセリングその他教育相談に関すること。
- (7) 学校における教育に関する相談及びカウンセリングについての助言及び支援に関すること。
- (8) 教育に関する相談, カウンセリング等に関する調査及び研究に関すること。 」

に改める。

#### 附 則

この規則は, 平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)